

運賃などの割引

JR運賃・バス運賃・航空運賃・タクシー運賃などの割引制度があります。

対象者 身体障害者手帳・療養手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

割引額 10～50%(障がいの部位・程度及び乗り物の種類により異なります)



重度障がい者タクシー料金助成

障がい者がタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成します。

対象者 身体障害者手帳所持者の一部(下肢・体幹障がい1級・2級、腎臓機能障がい1級、視覚障がい1級)、療育手帳A所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者

助成額 1人1回につき年間15,000円を限度として助成。なお、申請時期により助成額が異なります。

有料道路料金割引

身体障がい者等が運転する場合または介護者が運転する自動車に対する割引制度があります。

対象者 身体障害者手帳をお持ちの方及び第1種身体障がい者または、重度の知的障がい者を介護している方

割引額 50%(1人につき1台)



自動車税等の減免

障がい者が日常生活に不可欠なものとして使用される自動車等について減免が行われます。

対象者 障がいの範囲により基準が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

大玉村特別支援学校就学に係る交通費助成

特別支援学校への就学が適当と認められながらも、通学のための適当な交通手段が得られないために就学または通学が困難である方のために、必要な交通の便を確保するとともに、保護者に対しその経費の一部を助成します。

対象者 特別支援学校へ通学している方で、他の交通手段による通学が困難であり、タクシー利用が適当と認められた方。なお、自立心をそこなわせないため、自力通学できない児童生徒を対象とします。

助成内容 特別支援学校に在籍する児童生徒の登校日における登下校時のタクシーによる通学支援とし、支援対象区間は、大玉村内(自宅)から当該特別支援学校までの区間です。

助成額 月額交通費自己負担分の2分の1以内で、2万5千円を上限とします。ただし、当該児童生徒が特別支援学校へ通学する場合は、最も経済的な通常の経路により通学する場合に要する交通費とします。

大玉村障害児童支援金

健康福祉課
社会福祉係

24-8115

大玉村障害児童支援金制度は、精神または身体に障がいを有し、日常生活において常に介護を必要とする児童の自立支援のため、その保護者に支援金を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的としています。

◆ 受給要件

大玉村に居住する20歳未満の方で、次のいずれかに該当する方。

- 身体障害者手帳2級以上の方
 - 療育手帳B以上で、かつ、特別児童扶養手当の受給資格を有する方
 - 精神障害者保健福祉手帳2級以上で、かつ、特別児童扶養手当の受給資格を有する方
- なお、児童及び保護者は、児童の誕生日前引き続き3か月以上本村に住所を有していなければなりません。

◆ 支給額

支給額及び支給時期

| 支給時期 | 支給額 |
|---------------|----------------|
| 児童が満6歳に達したとき | 1人につき 50,000円 |
| 児童が満12歳に達したとき | 1人につき 50,000円 |
| 児童が満18歳に達したとき | 1人につき 100,000円 |

◆ 支給申請

大玉村障害児童支援金支給申請書に必要書類を添付して請求手続きが必要です。

また、請求しない限り支給されませんのでご注意ください。

詳細は健康福祉課窓口にお問い合わせください。

◆ 申請に必要なもの

- 大玉村障害児童支援金支給申請書(第1号様式)
- 振込先口座が確認できるもの
(名義は申請者本人のものに限ります)

